

山形県市町村合併関係資料集



山 形 県

平成14年12月26日

地方分権

厳しい財政状況

小規模自治体

市町村合併

少子高齢化(人口減)・まちづくり

山形県の50年の変化と成果

	昭和25年頃 (1950年頃)	平成12年頃 (2000年頃)
人口(千人)	1,357	1,244
産業別就業者の割合(%)		
第1次産業	62.7	12.9
第2次産業	14.5	35.3
第3次産業	22.8	51.7
県内自動車保有台数(台)	3,152	882,774
改良済道路延長(km)	287	10,415
一般国道	57	1,052
県道	160	2,139
市町村道	不詳	7,224
平均寿命		
女	(全国)63.0	83.2
男	(全国)59.6	77.0
年齢別人口構成比(%)		
年少人口(～14歳)	36.4	15.0
生産年齢人口	59.4	62.1
老年人口(65歳～)	4.3	23.0
乳児死亡率(%)	6.8	0.3
結核患者数(人)	7,533	303
病院の病床数	3,044	14,997
中学校卒業者の進学率(%)	42.0	97.5
高校卒業者の進学率(%)	25.9	35.1
小学校1クラス当たりの児童数	43	24
下水道普及率(%)	0	46.4
加入電話数(H12はISDN含む)	2,262	496,145
特別養護老人ホームベッド数	0	5,116

生 活 の 変 化

☆家庭生活

	昭和20年代	現 在
洗 顔	井戸水、井戸端、つるべ、手押しポンプ	水道、洗顔ユニット
手 洗	汲み取り便所	水洗トイレ、トイレットペーパー
食 事	米飯、おかゆ、漬け物、野菜、魚	米飯、トースト、牛乳（紙パック）、肉、インスタント食品、冷凍食品、レトルト食品、洋食、中華
	流し、ちゃぶ台	システムキッチン
	七厘、かまど、薪、炭、蠅取紙	電気釜、冷蔵庫、ガスレンジ、電子レンジ、ナイフ、フォーク、サランラップ
服 装	和服 下駄、草履	洋服（スーツ、ネクタイ） トレーナー、靴
洗 濯	洗濯機、たらい	洗濯機（全自動洗濯機）
出 勤	徒歩、自転車	自家用車
おやつ	おかき	ハンバーガー、チョコレート、アイスクリーム
外 食	そば屋、うどん屋	レストラン
風 呂	風呂屋、五右衛門風呂	ユニットバス、シャワー、温水器
居 間	囲炉裏、炬燵、白熱灯、ラジオ	テレビ、ビデオ、CDプレーヤー、電話、パソコン、ティッシュペーパー、冷暖房、蛍光灯
寝 具	浴衣、布団、蚊帳	パジャマ、布団、ベッド

☆家の外

	昭和20年代	現 在
出 生	産婆さん 子守り	病院（産科） 幼稚園、保育所
小中学校	木造校舎 鉛筆、毛筆 弁当 空き地でかくれんぼ、紙芝居	鉄筋コンクリート校舎、プール 鉛筆、ボールペン、サインペン 給食 塾、テレビゲーム
進 学	中卒で就職	高校、大学への進学
買い物	八百屋、荒物屋、行商、駄菓子屋、 たばこ屋、そろばん、買い物かご	デパート、スーパー、キャッシュカード、レジ、 ペットボトル、プラスチックトレイ、自動販売機（コーラ、ジュース）
ゴ ミ	庭で燃やす、川に捨てる	収集車、分別回収
街	砂利道 旅館	舗装道路、信号、横断歩道、高速道路、除雪車、消雪装置 アパート、マンション、ホテル
娯 楽	居酒屋 日本酒、焼酎 映画館 温泉	カラオケ、スナック ビール、ウイスキー、ワイン、吟醸酒 文化ホール 海外旅行

地方分権推進委員会 最終報告 ―分権型社会の創造：その道筋― (抄：市町村合併関係部分等)

(平成13年6月14日)
地方分権推進委員会

第1章 第1次分権改革を回顧して

V 地方税財源問題の経緯と委員会の基本姿勢

(前略)

他方、この間に、市町村の自主的な合併を推進しようとする努力が全国各地で続けられてきており、地方分権時代の行政の主役である市町村においては、引き続き、自主的な合併の推進により、新しい時代の担い手としてふさわしい行政体制の整備に努めることが強く期待される。しかしながら、市町村関係者たちのなかには、分権型社会における地方財政の将来像が依然として不透明な現状の下では、合併の是非を決断しがたいとする声が少なくないのも事実であり、市町村の自主的な合併を積極的に推進するためにも、地方財政の将来像をめぐる具体的論議をできるだけ早期に始める必要がある。

(後略)

VI 地方公共団体の関係者及び住民への訴え

(前略)

さらに第3に、分権改革の推進とは別途に、しかし不幸にしてこれと時を同じくして、国と地方公共団体の財政の危機的状況はその深刻さの度合いを深めてきている。したがって、地方公共団体の財政状況はこれから更に年を追うごとにその厳しさを増すものと見込まざるを得ない。国に救済を求めてみても、国にはもはやこれに應える余裕がないのである。したがって、かかる事態に立ち至ったことを慨嘆するのではなく、むしろこれを構造改革を推進する好機ととらえ直してほしい。地方公共団体はこの機会に、国への依存心を払拭し、自己責任・自己決定の時代にふさわしい自治の道を真剣に模索してほしい。そのためには、国に向けていた目を地域住民に向け直し、地方自治の運営の透明性を高め、地域住民に対する説明責任を果たしつつ、行政サービスの取捨選択の方途を地域住民に問いかけ、その判断に基づいて、歳出の徹底した削減を図るという地道な努力の積み重ねが必要である。とりわけ住民に身近な基礎的な地方公共団体である市町村における自主的な合併の推進は、こうした努力を結実させるための有力な選択肢であることを認識してほしい。

(後略)

第2章 第1次分権改革の完全実施を求めて ―その後の監視活動の結果報告と要請―

I 監視活動について

4 市町村合併の推進についての意見（平成12年11月27日）の措置状況

委員会の意見では、自主的な合併の促進を基本としつつ、合併支援体制の整備、住民発議制度の拡充と住民投票制度の導入、合併推進についての指針への追加、財政上の措置、旧市町村等に関する対策、情報公開を通じた気運の醸成を求めている。

これに対する政府の取組みとしては、合併支援体制として、総務大臣を本部長とする市町村合併支援本部を内閣に設置している。

住民発議制度の拡充と住民投票制度の導入については、改正法案を国会に提出している。

指針については、新たな指針において、都道府県が全庁的な支援体制を整備し、合併重点支援地域を指定することを要請するとともに、合併協議会設置勧告の基準を明示している。

財政上の措置としては、合併後の新たなまちづくりや公共料金の格差調整等についての包括的な特別交付税措置、合併移行経費に対する特別交付税措置を創設し、都道府県体制整備費補助金を創設している。さらに、合併後に地方税の不均一課税ができる期間の合併年度及びこれに続く5年度への延長、同期間における課税免除の特例の創設、合併後の事業所税の課税団体の指定の延期（最長5年間）、について改正法案を提出している。

旧市町村等対策としては、新たな指針において、合併後の支所・出張所、地域審議会及び郵便局の活用、「わがまちづくり支援事業」の活用、合併に伴う市町村議会議員の選挙区の特例規定の活用を明示している。また、「地方公共団体の特定の業務の郵政官署における取扱いに関する法律案」が国会に提出されている。

気運の醸成については、新たな指針において、合併に関する住民への積極的な情報提供を行うよう明示されている。また、「21世紀の市町村合併を考える国民協議会」が民間主導で設立されている。

第3章 第2次分権改革の始動に向けて —— 地方税財源充実確保方策についての提言 ——

I 地方税財源充実確保の基本的視点

2 地方税源充実の理由と考慮すべき事項

- (4) なお、地方分権時代の行政の主役である地方公共団体の側においても、少子高齢社会を迎える中、合併及び行政改革の推進等により、新しい時代の地方自治の担い手としてふさわしい行政体制を整備することが併せて必要であることはもちろんである。また、地方行財政運営についても更なる厳しさが求められている。

II 地方税源の充実策

1 地方税充実確保の方向

- (1) 地方税源充実とは、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築していくという方向で考えるべきであり、特に税源移譲に伴う地方財源の偏在を抑制するためにも、地域的偏在の少ない地方税体系構築が必要である。

- (4) 以上のような観点を踏まえ、地方分権を更に推進するため、個別税目について次のような具体的充実の方向が必要であると考えらる。

(個人住民税)

個人住民税については、都道府県、市町村にとっての基幹税目として更なる充実を図るべきである。国・地方の個人所得課税のあり方については、国の所得税が所得再配分機能などを担う基幹税であることに留意しつつ、全体としての個人所得課税の税負担に変更を加えないとの前提の下で、税源移譲により、個人住民税の最低税率を引き上げることにより、個人所得課税に占める個人住民税の割合を相当程度高めていくことが望ましい。その際には個人住民税のより比例的な税率構造の構築と課税ベースの拡大により、広く住民が地域社会のコストを負担する仕組みとすべきである。また、均等割の水準についても、過大な負担とならないよう配慮しつつ、見直しを図る必要がある。

(地方消費税)

地方消費税については、今後の消費税のあり方の議論の中で、福祉をはじめとする幅広い財政需要を賄う税として、その位置付けを高め、その充実を基本に検討することが適当である。この場合、地方交付税原資として組み入れられている消費税の一定部分を地方消費税に組み替えることも検討すべきである。

(固定資産税)

固定資産税については、資産の保有と市町村の行政サービスとの間に存在する一般的な受益関係に着目して課税されるものであり、応益性という地方税の基本的性格を具現したものであるとともに、市町村財政を支える基幹税目であり、引き続きその安定的確保に努めていくべきである。

(法人事業税)

法人事業税については、税負担の公平性、税の性格の明確化、基幹税の安定化、経済の活性化等の観点から、外形標準課税の導入が必要であり、昨年11月自治省から提示された具体案は、課税標準として法人の生み出す付加価値を的確に捉え、現在の所得課税に比べ、薄く、広く、公平な課税を図ろうとするものであって、現行の所得課税よりも優れている。今後、これまでの議論を参考にしつつ、外形標準課税の早期導入を図るべきである。

(個別間接税)

たばこ税などの個別間接税については、偏在が少なく地方税になじむ税源であり、国税からの税源移譲を含め、その充実を図るべきである。

(環境関連税制)

国・地方を通じた環境関連税制の検討に当たっては、地方公共団体が環境対策面において果たしている役割を踏まえた対応が必要であり、地域的環境問題はもとより、地球環境問題についても、地方公共団体が地球温暖化対策の面でも相当な役割を担っていること、流通・消費段階で課税される場合に、用途に応じた課税措置が可能となること、さらに消費者へのインセンティブ効果が期待されること等の観点から、地方税での対応も考えていくべきである。また、課税自主権の活用により、有効に対応できる分野もあると考えられる。

IV 地方税源充実に対応する国庫補助負担金、地方交付税等の改革

3 地方交付税の改革の方向

(1) 税源移譲による歳入中立の前提の下での地方税の充実に伴い、地方交付税の総額は減少することが見込まれるが、地域間の税源の偏在により、財政力の格差が拡大する可能性があることから、財政力の格差を是正するという地方交付税制度の役割は依然として重要であると考えられる。

(3) このような観点を踏まえ、社会経済情勢の変化に対応して、地方交付税の算定については、次のような見直しが必要であると考えられる。

- ・国による歳出や事務事業の義務付けの廃止・緩和を進めるとともに、地域の実情に即した地方公共団体の自主的・主体的な財政運営に資する方向で、基準財政需要額の算定方法のあり方の検討を行い、その一層の簡素化等の見直しを図るべきである。
- ・事業費補正による算定については、対象となる事業の範囲を見直し、特に必要なものに重点化していくべきである。
- ・行政運営の効率化・合理化の要請を的確に反映するよう見直しを図るべきである。
- ・地方の課税努力、税源涵養努力、独自税源充実の自助努力を更に促すような仕組みの検討を行うべきである。

第4章 分権改革の更なる飛躍を展望して

III 地方分権や市町村の合併の推進を踏まえた新たな地方自治の仕組みに関する検討

第3に、平成17年3月までの時限法である市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に基づいて進められている市町村合併の帰趨を慎重に見極めながら、道州制論、連邦制論、廃県置藩論など、現行の都道府県と市区町村の2層の地方公共団体からなる現行制度を改める観点から各方面においてなされている新たな地方自治制度に関する様々な提言の当否について、改めて検討を深めることである。

委員会は当初、地方分権推進法の制定以前の段階において隆盛を極めていたいわゆる「受け皿論」をこの際は一時棚上げにし、当面は現行の地方自治制度を前提にして、この体制の下で可能なかぎりの分権を推進することを基本方針としていた。地方分権推進法の制定に至るまでの論議の過程で、その旨の合意が関係者の間に概ね成立していたと理解していたためであった。

しかしながら、市町村合併については分権改革と同時並行して推進すべしとする声が各方面で高まるばかりであった。そこで委員会としては、第1次勧告を提出した時点、すなわち機関委任事務制度の全面廃止が政府内で合意が得られる見通しが立った時点で、市町村合併問題を地方行政体制の整備及び確立方策の重要な一環として調査審議のそ上に載せることとし、第2次勧告において市町村の自主的な合併の積極的な促進方策を勧告したところである。

これから平成17年3月までの間に市町村合併がどの程度まで進捗するのかによるが、その帰趨によっては基礎的地方公共団体である市町村のあり方にとどまらず、広域的地方公共団体としての都道府県のあり方の見直しも視野に入れた先に述べたような新たな地方自治制度に関する様々な提言がより現実性を帯びてくる可能性がある。そして、分権改革が次の第2次分権改革から更に第3次分権改革へと発展する段階になれば、地方自治制度の将来像を明確にする必要に迫られるのではないかと。

山形県内市町村の将来人口(財団法人日本統計協会推計:平成14年3月)

区 分	2000年	2005年	対2000年	2010年	対2000年	2015年	対2000年	2020年	対2000年	2025年	対2000年	2030年	対2000年
山 形 市	255,369	254,016	-0.5%	250,357	-2.0%	244,761	-4.2%	237,733	-6.9%	229,379	-10.2%	219,785	-13.9%
米 沢 市	95,396	94,157	-1.3%	92,129	-3.4%	89,464	-6.2%	86,413	-9.4%	82,996	-13.0%	79,304	-16.9%
鶴 岡 市	100,628	99,880	-0.7%	98,213	-2.4%	95,705	-4.9%	92,579	-8.0%	88,990	-11.6%	85,052	-15.5%
酒 田 市	101,311	100,630	-0.7%	98,887	-2.4%	96,122	-5.1%	92,669	-8.5%	88,730	-12.4%	84,386	-16.7%
新 庄 市	42,151	41,028	-2.7%	39,491	-6.3%	37,652	-10.7%	35,650	-15.4%	33,559	-20.4%	31,407	-25.5%
寒河江市	43,379	43,626	0.6%	43,508	0.3%	43,099	-0.6%	42,529	-2.0%	41,825	-3.6%	40,966	-5.6%
上 山 市	36,886	35,399	-4.0%	33,573	-9.0%	31,508	-14.6%	29,344	-20.4%	27,133	-26.4%	24,888	-32.5%
村 山 市	29,586	28,372	-4.1%	26,905	-9.1%	25,195	-14.8%	23,401	-20.9%	21,682	-26.7%	20,005	-32.4%
長 井 市	31,987	30,893	-3.4%	29,519	-7.7%	27,934	-12.7%	26,251	-17.9%	24,560	-23.2%	22,871	-28.5%
天 童 市	63,231	65,526	3.6%	67,391	6.6%	68,809	8.8%	69,865	10.5%	70,578	11.6%	70,943	12.2%
東 根 市	44,800	46,124	3.0%	47,121	5.2%	47,794	6.7%	48,260	7.7%	48,550	8.4%	48,678	8.7%
尾花沢市	22,010	20,680	-6.0%	19,195	-12.8%	17,636	-19.9%	16,112	-26.8%	14,662	-33.4%	13,251	-39.8%
南 陽 市	36,191	35,179	-2.8%	33,842	-6.5%	32,267	-10.8%	30,558	-15.6%	28,791	-20.4%	26,966	-25.5%
山 辺 町	15,512	15,479	-0.2%	15,204	-2.0%	14,767	-4.8%	14,257	-8.1%	13,687	-11.8%	13,048	-15.9%
中 山 町	12,573	12,643	0.6%	12,629	0.4%	12,547	-0.2%	12,437	-1.1%	12,288	-2.3%	12,065	-4.0%
河 北 町	21,476	20,851	-2.9%	20,089	-6.5%	19,213	-10.5%	18,266	-14.9%	17,285	-19.5%	16,254	-24.3%
西 川 町	7,452	6,670	-10.5%	5,885	-21.0%	5,110	-31.4%	4,400	-41.0%	3,775	-49.3%	3,231	-56.6%
朝 日 町	9,337	8,778	-6.0%	8,156	-12.6%	7,513	-19.5%	6,882	-26.3%	6,300	-32.5%	5,760	-38.3%
大 江 町	10,477	10,292	-1.8%	9,981	-4.7%	9,598	-8.4%	9,187	-12.3%	8,766	-16.3%	8,328	-20.5%
大石田町	9,400	8,772	-6.7%	8,097	-13.9%	7,418	-21.1%	6,787	-27.8%	6,193	-34.1%	5,602	-40.4%
金 山 町	7,381	7,022	-4.9%	6,570	-11.0%	6,095	-17.4%	5,624	-23.8%	5,178	-29.8%	4,748	-35.7%
最 上 町	11,483	10,684	-7.0%	9,801	-14.6%	8,912	-22.4%	8,064	-29.8%	7,268	-36.7%	6,511	-43.3%
舟 形 町	6,996	6,391	-8.6%	5,720	-18.2%	5,081	-27.4%	4,495	-35.7%	3,951	-43.5%	3,438	-50.9%
真室川町	10,592	9,585	-9.5%	8,519	-19.6%	7,459	-29.6%	6,493	-38.7%	5,623	-46.9%	4,825	-54.4%
大 蔵 村	4,528	4,156	-8.2%	3,755	-17.1%	3,360	-25.8%	2,992	-33.9%	2,645	-41.6%	2,319	-48.8%
蛙 川 村	5,829	5,518	-5.3%	5,151	-11.6%	4,748	-18.5%	4,342	-25.5%	3,950	-32.2%	3,568	-38.8%
戸 沢 村	6,450	5,901	-8.5%	5,331	-17.3%	4,754	-26.3%	4,206	-34.8%	3,706	-42.5%	3,249	-49.6%
高 畠 町	26,807	26,492	-1.2%	25,995	-3.0%	25,332	-5.5%	24,562	-8.4%	23,728	-11.5%	22,807	-14.9%
川 西 町	19,688	18,437	-6.4%	17,051	-13.4%	15,602	-20.8%	14,180	-28.0%	12,833	-34.8%	11,546	-41.4%
小 国 町	10,262	9,699	-5.5%	9,074	-11.6%	8,389	-18.3%	7,690	-25.1%	7,012	-31.7%	6,364	-38.0%
白 鷹 町	17,149	16,458	-4.0%	15,646	-8.8%	14,770	-13.9%	13,915	-18.9%	13,077	-23.7%	12,217	-28.8%
飯 豊 町	9,204	8,764	-4.8%	8,284	-10.0%	7,795	-15.3%	7,319	-20.5%	6,865	-25.4%	6,423	-30.2%
立 川 町	7,014	6,468	-7.8%	5,883	-16.1%	5,266	-24.9%	4,669	-33.4%	4,104	-41.5%	3,582	-48.9%
余 目 町	18,475	18,060	-2.2%	17,484	-5.4%	16,754	-9.3%	15,938	-13.7%	15,082	-18.4%	14,219	-23.0%
藤 島 町	12,294	12,085	-1.7%	11,785	-4.1%	11,388	-7.4%	10,936	-11.0%	10,451	-15.0%	9,935	-19.2%
羽 黒 町	9,616	9,177	-4.6%	8,650	-10.0%	8,100	-15.8%	7,547	-21.5%	6,999	-27.2%	6,449	-32.9%
櫛 引 町	8,536	8,239	-3.5%	7,871	-7.8%	7,456	-12.7%	7,016	-17.8%	6,574	-23.0%	6,120	-28.3%
三 川 町	7,879	7,520	-4.6%	7,074	-10.2%	6,571	-16.6%	6,067	-23.0%	5,586	-29.1%	5,124	-35.0%
朝 日 村	5,864	5,378	-8.3%	4,869	-17.0%	4,357	-25.7%	3,892	-33.6%	3,464	-40.9%	3,062	-47.8%
温 海 町	10,608	9,676	-8.8%	8,702	-18.0%	7,749	-27.0%	6,838	-35.5%	5,989	-43.5%	5,181	-51.2%
遊 佐 町	18,037	17,007	-5.7%	15,828	-12.2%	14,554	-19.3%	13,272	-26.4%	12,016	-33.4%	10,793	-40.2%
八 幡 町	7,395	6,851	-7.4%	6,274	-15.2%	5,694	-23.0%	5,132	-30.6%	4,597	-37.8%	4,087	-44.7%
松 山 町	5,676	5,434	-4.3%	5,156	-9.2%	4,826	-15.0%	4,472	-21.2%	4,108	-27.6%	3,752	-33.9%
平 田 町	7,232	6,848	-5.3%	6,419	-11.2%	5,962	-17.6%	5,506	-23.9%	5,060	-30.0%	4,608	-36.3%
県 計	1,244,147	1,220,848	-1.9%	1,187,065	-4.6%	1,145,087	-8.0%	1,098,748	-11.7%	1,049,595	-15.6%	997,718	-19.8%
市 計	902,925	895,510	-0.8%	880,131	-2.5%	857,946	-5.0%	831,364	-7.9%	801,435	-11.2%	768,502	-14.9%
町 村 計	341,222	325,335	-4.7%	306,933	-10.0%	287,140	-15.8%	267,383	-21.6%	248,160	-27.3%	229,215	-32.8%
村山地域計	581,488	577,228	-0.7%	568,091	-2.3%	554,968	-4.6%	539,460	-7.2%	522,103	-10.2%	502,804	-13.5%
最上地域計	95,410	90,285	-5.4%	84,338	-11.6%	78,061	-18.2%	71,866	-24.7%	65,880	-31.0%	60,065	-37.0%
置賜地域計	246,684	240,079	-2.7%	231,540	-6.1%	221,553	-10.2%	210,888	-14.5%	199,862	-19.0%	188,498	-23.6%
庄内地域計	320,565	313,253	-2.3%	303,095	-5.4%	290,504	-9.4%	276,533	-13.7%	261,750	-18.3%	246,350	-23.2%

注1:推計において、各市町村において人口変動の要因となる出生、死亡及び人口移動が、1995年から2000年までの変化の状態を今後も継続するという仮定を前提としている。

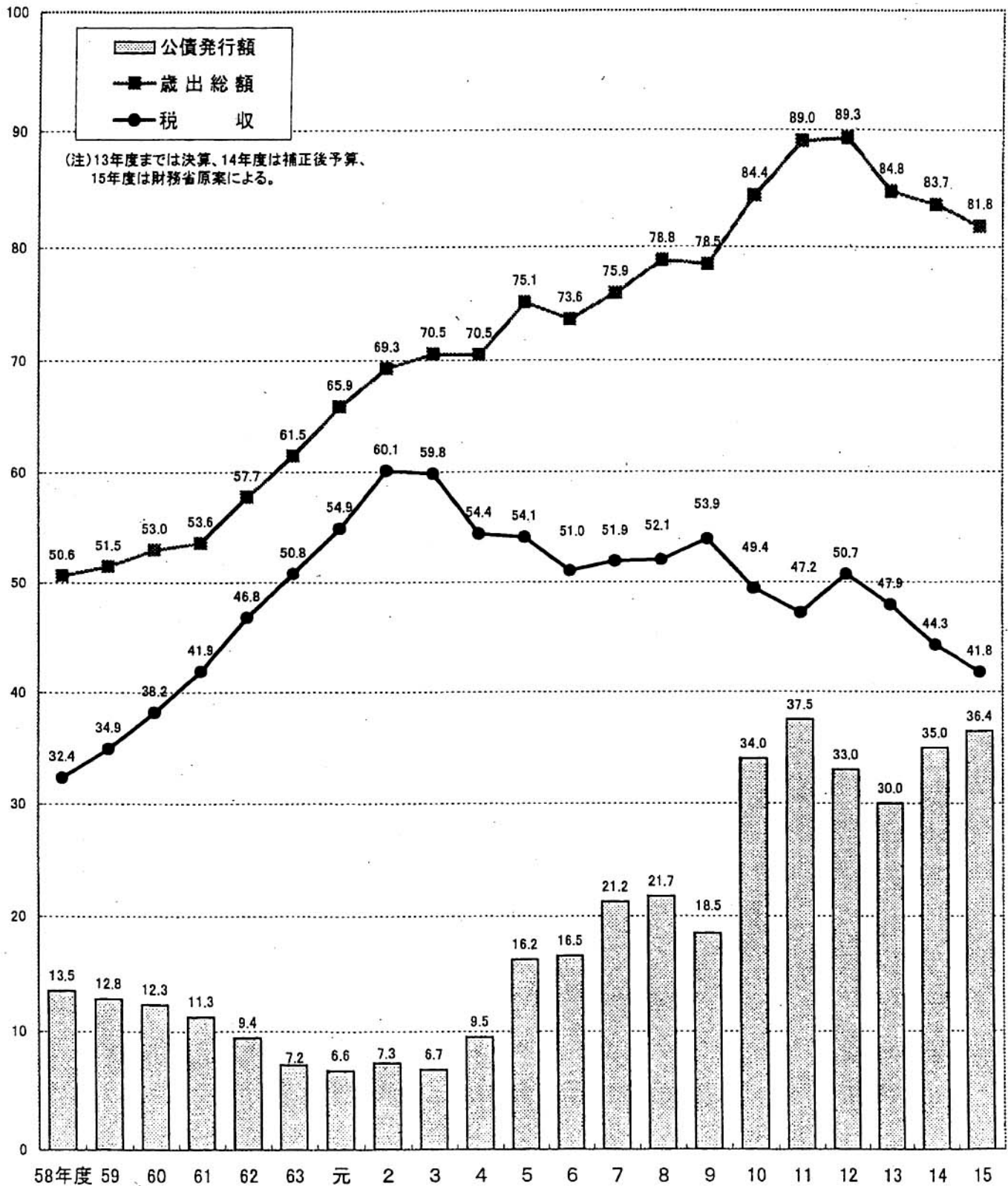
注2:県全体と個別市町村ごとの推計のため、県計は一致しない。なお、市計・町村計及び書く地域計は、該当市町村の単純合計である。

山形県内市町村の将来人口(財団法人日本統計協会推計:平成14年3月)

区 分	総 数			14歳以下人口			65歳以上人口			人 口 割 合			
	2000年	2030年	対2000年	2000年	2030年	対2000年	2000年	2030年	対2000年	14歳以下		65歳以上	
										2000年	2030年	2000年	2030年
山 形 市	255,369	219,785	-13.9%	37,580	26,724	-28.9%	49,900	64,546	29.4%	14.7%	12.2%	19.5%	29.4%
米 沢 市	95,396	79,304	-16.9%	14,139	9,494	-32.9%	20,022	22,713	13.4%	14.8%	12.0%	21.0%	28.6%
鶴 岡 市	100,628	85,052	-15.5%	15,354	10,423	-32.1%	22,408	26,012	16.1%	15.3%	12.3%	22.3%	30.6%
酒 田 市	101,311	84,386	-16.7%	15,150	10,115	-33.2%	22,393	26,049	16.3%	15.0%	12.0%	22.1%	30.9%
新 庄 市	42,151	31,407	-25.5%	6,805	4,190	-38.4%	9,076	9,813	8.1%	16.1%	13.3%	21.5%	31.2%
寒河江市	43,379	40,966	-5.6%	6,930	5,562	-19.7%	9,747	11,657	19.6%	16.0%	13.6%	22.5%	28.5%
上 山 市	36,886	24,888	-32.5%	5,008	2,464	-50.8%	9,391	9,530	1.5%	13.6%	9.9%	25.5%	38.3%
村 山 市	29,586	20,005	-32.4%	4,341	2,270	-47.7%	8,205	7,817	-4.7%	14.7%	11.3%	27.7%	39.1%
長 井 市	31,987	22,871	-28.5%	4,826	2,800	-42.0%	7,803	7,683	-1.5%	15.1%	12.2%	24.4%	33.6%
天 童 市	63,231	70,943	12.2%	10,008	9,950	-0.6%	11,995	17,820	48.6%	15.8%	14.0%	19.0%	25.1%
東 根 市	44,800	48,678	8.7%	7,002	6,780	-3.2%	9,334	12,240	31.1%	15.6%	13.9%	20.8%	25.1%
尾花沢市	22,010	13,251	-39.8%	3,105	1,340	-56.8%	6,133	5,380	-12.3%	14.1%	10.1%	27.9%	40.6%
南 陽 市	36,191	26,966	-25.5%	5,577	3,230	-42.1%	8,810	9,379	6.5%	15.4%	12.0%	24.3%	34.8%
山 辺 町	15,512	13,048	-15.9%	2,326	1,124	-51.7%	3,820	5,548	45.2%	15.0%	8.6%	24.6%	42.5%
中 山 町	12,573	12,065	-4.0%	1,909	1,468	-23.1%	2,948	3,837	30.2%	15.2%	12.2%	23.4%	31.8%
河 北 町	21,476	16,254	-24.3%	3,181	1,862	-41.5%	5,459	5,752	5.4%	14.8%	11.5%	25.4%	35.4%
西 川 町	7,452	3,231	-56.6%	974	292	-70.0%	2,387	1,535	-35.7%	13.1%	9.0%	32.0%	47.5%
朝 日 町	9,337	5,760	-38.3%	1,288	612	-52.5%	2,880	2,276	-21.0%	13.8%	10.6%	30.8%	39.5%
大 江 町	10,477	8,328	-20.5%	1,513	864	-42.9%	3,033	3,269	7.8%	14.4%	10.4%	28.9%	39.3%
大石田町	9,400	5,602	-40.4%	1,306	585	-55.2%	2,496	2,141	-14.2%	13.9%	10.4%	26.6%	38.2%
金 山 町	7,381	4,748	-35.7%	1,209	511	-57.7%	1,854	1,793	-3.3%	16.4%	10.8%	25.1%	37.8%
最 上 町	11,483	6,511	-43.3%	1,737	641	-63.1%	3,060	2,731	-10.8%	15.1%	9.8%	26.6%	41.9%
舟 形 町	6,996	3,438	-50.9%	1,006	209	-79.2%	1,933	1,702	-12.0%	14.4%	6.1%	27.6%	49.5%
真室川町	10,592	4,825	-54.4%	1,552	378	-75.6%	2,847	2,162	-24.1%	14.7%	7.8%	26.9%	44.8%
大 蔵 村	4,528	2,319	-48.8%	717	193	-73.1%	1,224	1,070	-12.6%	15.8%	8.3%	27.0%	46.1%
蛙 川 村	5,829	3,568	-38.8%	886	365	-58.8%	1,551	1,475	-4.9%	15.2%	10.2%	26.6%	41.3%
戸 沢 村	6,450	3,249	-49.6%	968	321	-66.8%	1,741	1,500	-13.8%	15.0%	9.9%	27.0%	46.2%
高 畠 町	26,807	22,807	-14.9%	4,176	3,039	-27.2%	6,235	6,755	8.3%	15.6%	13.3%	23.3%	29.6%
川 西 町	19,688	11,546	-41.4%	2,696	1,101	-59.2%	5,252	4,690	-10.7%	13.7%	9.5%	26.7%	40.6%
小 国 町	10,262	6,364	-38.0%	1,486	785	-47.2%	2,833	2,434	-14.1%	14.5%	12.3%	27.6%	38.2%
白 鷹 町	17,149	12,217	-28.8%	2,584	1,362	-47.3%	4,736	4,314	-8.9%	15.1%	11.1%	27.6%	35.3%
飯 豊 町	9,204	6,423	-30.2%	1,325	786	-40.7%	2,623	2,065	-21.3%	14.4%	12.2%	28.5%	32.2%
立 川 町	7,014	3,582	-48.9%	1,017	353	-65.3%	1,984	1,619	-18.4%	14.5%	9.9%	28.3%	45.2%
余 目 町	18,475	14,219	-23.0%	2,768	1,763	-36.3%	4,402	4,595	4.4%	15.0%	12.4%	23.8%	32.3%
藤 島 町	12,294	9,935	-19.2%	1,839	1,132	-38.4%	3,130	3,357	7.3%	15.0%	11.4%	25.5%	33.8%
羽 黒 町	9,616	6,449	-32.9%	1,494	701	-53.1%	2,534	2,497	-1.5%	15.5%	10.9%	26.4%	38.7%
櫛 引 町	8,536	6,120	-28.3%	1,407	688	-51.1%	2,116	2,256	6.6%	16.5%	11.2%	24.8%	36.9%
三 川 町	7,879	5,124	-35.0%	1,176	567	-51.8%	2,044	1,890	-7.5%	14.9%	11.1%	25.9%	36.9%
朝 日 村	5,864	3,062	-47.8%	874	321	-63.3%	1,682	1,309	-22.2%	14.9%	10.5%	28.7%	42.7%
温 海 町	10,608	5,181	-51.2%	1,478	482	-67.4%	3,150	2,298	-27.0%	13.9%	9.3%	29.7%	44.4%
遊 佐 町	18,037	10,793	-40.2%	2,528	989	-60.9%	4,821	4,550	-5.6%	14.0%	9.2%	26.7%	42.2%
八 幡 町	7,395	4,087	-44.7%	1,099	443	-59.7%	2,035	1,690	-17.0%	14.9%	10.8%	27.5%	41.4%
松 山 町	5,676	3,752	-33.9%	804	340	-57.7%	1,604	1,882	17.3%	14.2%	9.1%	28.3%	50.2%
平 田 町	7,232	4,608	-36.3%	1,034	402	-61.1%	1,959	1,829	-6.6%	14.3%	8.7%	27.1%	39.7%
県 計	1,244,147	997,718	-19.8%	186,182	120,022	-35.5%	285,590	317,458	11.2%	15.0%	12.0%	23.0%	31.8%
市 計	902,925	768,502	-14.9%	135,825	95,342	-29.8%	195,217	230,639	18.1%	15.0%	12.4%	21.6%	30.0%
町 村 計	341,222	229,215	-32.8%	50,357	24,679	-51.0%	90,373	86,821	-3.9%	14.8%	10.8%	26.5%	37.9%
村山地域計	581,488	502,804	-13.5%	86,471	61,897	-28.4%	127,728	153,348	20.1%	14.9%	12.3%	22.0%	30.5%
最上地域計	95,410	60,065	-37.0%	14,880	6,808	-54.2%	23,286	22,246	-4.5%	15.6%	11.3%	24.4%	37.0%
置賜地域計	246,684	188,498	-23.6%	36,809	22,597	-38.6%	58,314	60,033	2.9%	14.9%	12.0%	23.6%	31.8%
庄内地域計	320,565	246,350	-23.2%	48,022	28,719	-40.2%	76,262	81,833	7.3%	15.0%	11.7%	23.8%	33.2%

(兆円)

一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移



名目GDP (兆円)	289.5	387.8	487.5	513.2	498.6
					(15年度は、政府見通し)

(注) 平成11年度以降、国・地方あわせて平年度で6兆円を超える恒久的減税を実施。

○ 国及び地方の長期債務残高 (平成14年12月 (財務省原案時点))

(単位: 兆円)

	5 年 度 末 (1993 年度末) < 実 績 >	1 0 年 度 末 (1998 年度末) < 実 績 >	1 3 年 度 末 (2001 年度末) < 実 績 >	1 4 年 度 末 (2002 年度末) < 補 正 後 >	1 5 年 度 末 (2003 年度末)
国	246程度	408程度	514程度	542程度 (494程度) ※注1	517程度
普通国債残高	193程度	295程度	392程度	428程度	450程度
地 方	91程度	163程度	188程度	194程度	199程度
国と地方の重複分	▲4程度	▲18程度	▲29程度	▲31程度	▲32程度
国・地方合計	333程度	553程度	673程度	705程度 (657程度) ※注1	685程度
対 G D P 比	68.3%	107.7%	133.9%	141.2% (131.4%) ※注1	137.3%

- (注) 1. 14年度末の()内は、郵政事業特別会計及び郵便貯金特別会計の借入金残高(合計49兆円程度)を除いた場合の数値(両特別会計は14年度末で廃止)。
2. 14年度末の普通国債残高は、15年度借換国債の14年度における発行予定額(約9兆円)を含む。
3. GDPは、14年度は実績見込み、15年度は政府見通し。
4. このほか15年度末の財政融資資金特別会計国債残高は96兆円程度。

「構造改革と経済財政の中期展望」(抄)

平成14年1月25日

閣議決定

2. 中期的に実現を目指す経済社会の姿

(効率的で持続可能な財政への転換)

配分の重点化、諸制度の改革、さらには事務事業の効率化、PFIの活用などを中心とする財政構造改革を推進することにより、歳出の質を改善するとともに、歳出を抑制する。国と地方のこうした取組みを通じて簡素で効率的な政府を実現し、「改革と展望」期間中の政府の大きさ(一般政府の支出規模のGDP比)は現在の水準を上回らない程度とすることを目指す。また、受益と負担の関係についても引き続き検討を行うこととする。

着実な経済成長と適切な財政構造改革なくして財政の健全化はあり得ない。上述の民間需要主導の着実な成長と財政構造改革の結果、国と地方を合わせたプライマリーバランスの赤字は縮小し、そのGDP比は最終年度前後には現状(2000年度4.3%)の半分程度に低下すると見込まれる。更に、「改革と展望」の対象期間の後も、その期間と同程度の財政収支改善努力が続けられ、民間需要主導の着実な経済成長が継続するとすれば、2010年代初頭にプライマリーバランスは黒字化することとなる。また、政府の債務残高の対GDP比の動向も、金利の安定が継続すれば、同じ頃には改善すると見込まれる。

我が国の人口が2008年頃までには減少に転じること、2010年～2015年頃にかけ、これまで労働力人口の中核であったベビーブーム世代が年金受給者となることなどを考慮すれば、2010年代初頭にはプライマリーバランスを黒字化することが望まれる。

プライマリーバランスについて

1. プライマリーバランスの定義

プライマリーバランス均衡とは、利払費及び債務償還費を除いた歳出が公債金収入(借金)以外の収入で賄われている状況。この場合、現世代の受益と負担がちょうど均衡している。

【イメージ】

PB赤字	
歳出	歳入
公債費	公債金収入
赤字	
一般歳出等	税収等

現在の負担以上の行政サービスを享受

PB均衡	
歳出	歳入
公債費	公債金収入
一般歳出等	税収等

現在の負担と受益が均衡

PB黒字	
歳入	歳出
公債費	公債金収入
	黒字
一般歳出等	税収等

現在享受している行政サービス以上の負担

2. プライマリーバランス均衡の達成と債務残高の関係

プライマリーバランスは、最近の財政構造改革等の議論において、持続可能な財政バランスの実現(=実質的な債務累増の防止)のための指標として使用される場合が多い。

●プライマリーバランスを達成した場合、金利(利子率)＝名目経済成長率であれば、理論上、債務残高は対GDP比で見て一定に保たれることになる。

3. 国・地方のプライマリー・バランスに関する内閣府試算(平成14年1月)

年度	名目GDP	国+地方のプライマリーバランス GDP比
2001(平成13)	500.6兆円	-4.3% (21.5兆円程度の赤字)
2002(平成14)	496.2兆円	-3.8% (18.9兆円程度の赤字)
2006(平成18)	537.7兆円	-2.2% (11.8兆円程度の赤字)
2010(平成22)	601.0兆円	-0.4% (2.4兆円程度の赤字)

(注)「基礎年金国庫負担割合1/3の場合」の計数。この試算は「改革と展望」の考え方を踏まえて行われたものであり、2005(平成17)年度以降概ね2%台後半の名目成長率が見込まれているほか、国・地方ともに2003年度以降の投資的経費を毎年度前年比△3%で機械的に削減する等の仮定を置いて試算されている。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002（抄）

〔平成14年6月25日〕
閣 議 決 定

第4部 歳出の主要分野における構造改革

3. 国と地方

(1) 地方行財政改革については、これを強力かつ一体的に推進する必要がある。先ず、国の関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大する。地方分権改革推進会議の調査審議も踏まえつつ、福祉、教育、社会資本などを含めた国庫補助負担事業の廃止・縮減について、内閣総理大臣の主導の下、各大臣が責任を持って検討し、年内を目途に結論を出す。

(2) これを踏まえ、国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、それらの望ましい姿とそこに至る具体的な改革工程を含む改革案を、今後一年以内を目途にとりまとめる。

この改革案においては、国庫補助負担金について、「改革と展望」の期間中に、数兆円規模の削減を目指す。同時に地方交付税の改革を行う。9割以上の自治体が交付団体となっている現状を大胆に是正していく必要がある。このため、この改革の中で、交付税の財源保障機能全般について見直し、「改革と展望」の期間中に縮小していく。他方、地方公共団体間の財政力格差を是正することはなお必要であり、それをどの程度、また、どのように行うかについて議論を進め、上記の改革案に盛り込む。これらの改革とともに、廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについては、移譲の所要額を精査の上、地方の自主財源として移譲する。

現在、地方においては約14兆円の財源不足が生じている。歳出削減や地方税の充実など様々な努力により、できるだけ早期にこれを解消し、その後は、交付税による財源保障への依存体質から脱却し、真の地方財政の自立を目指す。

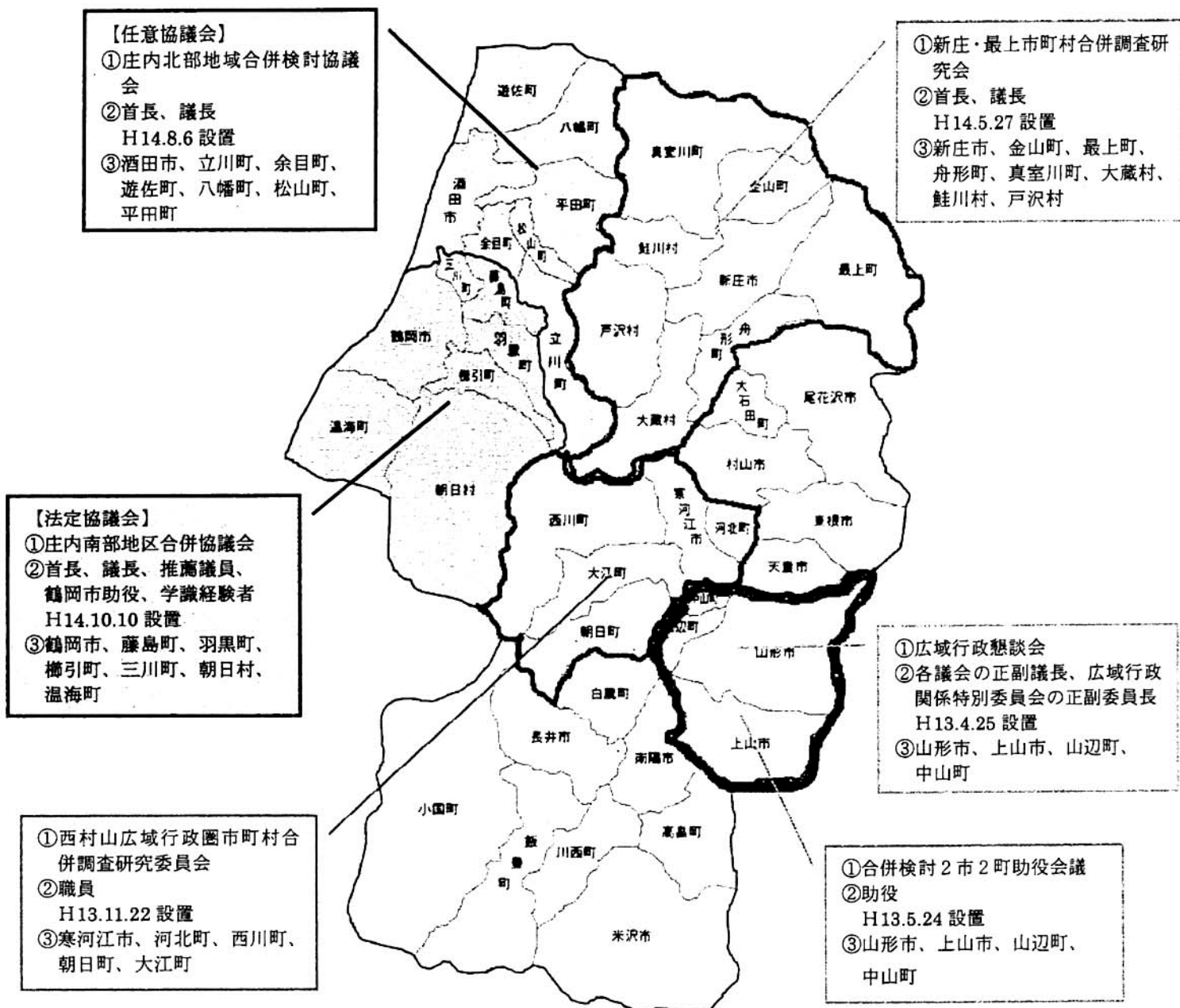
(3) 改革の受け皿となる自治体の行財政基盤の強化が不可欠であり、市町村合併へのさらに積極的な取組みを促進する。

また、今後の地方行政体制のあり方について、地方分権や市町村合併の進展に応じた都道府県や市町村のあり方、団体規模等に応じた事務や責任の配分（例えば、人口30万以上の自治体には一層の仕事と責任を付与、小規模町村の場合は仕事と責任を小さくし都道府県などが肩代わり等）など、地方制度調査会における調査審議を踏まえ、幅広く検討する。

また、今後は国の関与に代わり、住民自ら地方行財政を監視できるよう、バランスシート等の作成や情報公開、電子自治体の実現など、地方行財政の透明性向上と説明責任の徹底が必要である。

県内の合併協議会等の状況 (平成14年12月3日現在)

☐ 法定協議会 ☐ 任意協議会 ☐ その他の研究会 ①組織名②構成メンバー・設置日③構成市町村



※上記以外の研究会

合併重点支援地域の指定状況

- ①鶴岡市、立川町、余目町、藤島町、羽黒町、櫛引町、三川町、朝日村、温海町
平成14年7月31日指定
- ②酒田市、立川町、余目町、遊佐町、八幡町、松山町、平田町
平成14年8月27日指定

県内の合併協議会等の状況（平成14年12月20日現在）

【法定協議会】

組織名	構成市町村名	活動内容	メンバー・設置月日	備考
庄内南部地区合併協議会 (7団体)	鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、三川町、朝日村、温海町	合併の協議、新市建設計画の作成、その他合併に関し必要な事務	首長、議長、推薦議員、鶴岡市助役、学識経験者 H14. 10. 10 設置	

【任意協議会】

組織名	構成市町村名	活動内容	メンバー・設置月日	備考
庄内北部地域合併検討協議会 (7団体)	酒田市、立川町、余目町、遊佐町、八幡町、松山町、平田町	合併にかかる調査・検討、法定協議会の設置等に関する研究、協議	首長、議長 H14. 8. 6 設置	

【その他】

組織名	構成市町村名	活動内容	メンバー・設置月日	備考
広域行政懇談会 (4団体)	山形市、上山市、山辺町、中山町	合併を目指した勉強会の開催	各議会の正副議長、広域行政関係特別委員会の正副委員長 H. 13. 4. 25 設置	正副議長等が任意で集まる
合併検討2市2町助役会議 (4団体)	山形市、上山市、山辺町、中山町	合併問題について検討	助役 H13. 5. 24 設置	H14. 5. 20「山形市等2市2町助役会議」から名称変更
庄内地域市町村合併研究会 (14団体)	鶴岡市、酒田市、立川町、余目町、藤島町、羽黒町、櫛引町、三川町、朝日村、温海町、遊佐町、八幡町、松山町、平田町	庄内地域における市町村合併問題について広く認識を深めるとともに、調査及び研究を行い、その対応策について検討することを目的とする	首長 H13. 8. 24 設置	
西村山広域行政圏市町村合併調査研究委員会 (5団体)	寒河江市、河北町、西川町、朝日町、大江町	西村山地方各市町の合併に関して調査研究を進める	職員 H13. 11. 22 設置	
新庄・最上市町村合併調査研究会 (8団体)	新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村	合併の方向等について検討する。	首長、議長 H14. 5. 27 設置	H13. 12. 25 設置の「最上市町村合併問題研究会」を廃止して設置。

※構成市町村数/県内全市町村数 31/44=約70%

合併重点支援地域の指定状況

- ① 鶴岡市、立川町、余目町、藤島町、羽黒町、櫛引町、三川町、朝日村、温海町
平成14年7月31日指定
- ② 酒田市、立川町、余目町、遊佐町、八幡町、松山町、平田町
平成14年8月27日指定

◆総務省では、平成14年10月1日時点で合併協議会等の設置状況を調査
・8割以上(2,647)の市町村が複数の市町村間で合併協議会等を設置。
・1,203の市町村が法定協議会又は任意協議会を設置。
・全都道府県で合併協議会等が設置されるとともに、30道府県においては、8割を超える市町村が合併協議会等を設置。

第27次地方制度調査会専門部会における 論点整理について

第27次地方制度調査会においては、今後の総会及び専門小委員会における審議の参考とすべく、審議事項案の作成及びこれに関連する論点整理を行うため、8名の学識経験者等（正副会長・小委員長を含む）からなる専門部会を設置し、2月下旬より4回にわたり審議を進めてきた。

このたび、地方制度に関する重要事項についての意見交換を行い、以下のとおり論点整理をしたところである。

第1 基礎的自治体のあり方

基礎的自治体一般論

- そもそも基礎的自治体は、本質的に同じタイプのものであるべきか、異なるタイプのものが存在することとするべきか。
- 同じタイプの基礎的自治体の中でも、仕事や責任、組織等について、さらに多様性を認めることとするべきか。

小規模市町村

- 地方分権が進展し、今後、基礎的自治体として期待される役割を担うことが、財政事情その他の総合的な事情から困難となる小規模市町村のあり方について、どう考えるべきか。
- 現行の小規模市町村を見直す措置（合併方式、他の団体による処理等）を講じる場合、その対象団体をどのように決めるべきか。人口等の客観的基準に全くよるべきか、当該団体の申出等も考慮するべきか。
- 見直し後においてもなお小規模市町村が担う事務や組織のあり方について、全国共通の形態とするか、地域により様々な形態の選択を可能とするか。

小規模市町村の区域における事務処理

- 基礎的自治体としての責務を担うことができない場合、その責務については、都道府県に配分するか（垂直補完）、それ以外の団体に配分するか（水平補完）。

- 基礎的自治体としての責務を都道府県以外の団体に配分する場合、住民の意向反映という問題をどう考えるか。
- 垂直補完方式と水平補完方式の選択を認めることが考えられるか。
- 上記の措置の対象となる団体について、引き続き、基礎的自治体としての法人格をそのまま残すか、基礎的自治体ではない形で法人格を有するものとするか。

基礎的自治体内の地域組織等

- 合併が進んで基礎的自治体の規模がある程度大きくなったとき、市町村の下に、ネイバーフッドガバメントやコミュニティ等の狭域の自治組織を制度化するか。この場合、ごく限定的な権能の地域団体とするか、それともかなり多様な権能を備えた団体とするか。

第2 大都市のあり方

大都市

- 大都市自治体の基本的なイメージとしては、中核市程度の規模を想定すべきか、政令市並の規模を想定するのか。
- 政令市等の中には、周辺部を合併して市域を拡大し、その中で業務、商業、居住等の様々な都市的機能を完結的にカバーしている団体と、区域内に多くの昼間人口が流入し、中枢業務機能等に特化した団体と、さらには、三大都市圏において主に居住機能を担い、昼夜間人口比率の低い団体とが存在するが、大都市制度のあるべき姿を検討するにあたり、その違いをどう考えるか。

大都市と都道府県の関係

- 都道府県と大都市の関係について、大都市の自立性をより高める方向で考えるべきか、それとも、都制を含めた都道府県の役割を高める方向で考えるべきか。
- 政令市のような大都市の権能・財源等をより拡大する場合においても、都道府県から完全に独立させないまま、一般的には水平的な関係を保ちつつ、都道府県の調整権限的なものが及ぶものとするべきか。
- 政令市のような大都市制度のあり方に関する1つの選択肢として、都道府県から完全に独立して、市の権能と府県としての権能を併せ持った「特別市」を制度化することについてどう考えるか。

- 上記のような、大都市と都道府県の関係の抜本的な改変を別としても、さしあたり、政令市のような大都市と都道府県の関係で、例えば、税財源配分を組み替えることなどについてどう考えるか。
- 現在、政令市の区域では道府県の事務が限定されているにも関わらず、道府県議会議員の多くが政令市から選出されているが、大都市地域における都道府県の議員のあり方をどう考えるべきか。（代表なくして課税なしという視点と、現実の権能との関係をどう考えるか。）

第3 都道府県のあり方

機能

- 市町村合併が進むと、市町村の区域・規模・能力が拡大し、都道府県が従前果たしてきた機能（広域機能、連絡調整機能、補完機能）は変容することとなるが、そのあり方をどう考えるべきか。

都道府県合併・道州制等

- 機関委任事務が廃止され、また、市町村合併の進展により市町村と都道府県の間を見直す必要が生じつつあることなどから、都道府県の配置分合及び境界変更についても市町村と同様の手続きとするなど、制度のあり方を検討するべきではないか。
- 都道府県の将来像の1つの選択肢として、いわゆる「道州制（ブロック単位の広域行政体）」を検討するべきか。この場合、国の立場から地方の行政の仕組み等を構築するという観点と、地方の立場から規模能力を拡充する等の観点とがあるが、このことについてどう考えるべきか。
- 都道府県合併や道州制の導入には、国の権限をおろしていく受け皿の整備という側面も有するが、国の出先機関が持っている事務権限について、国と地方公共団体間の経路機能については廃止し、それ以外の機能については、合併後の都道府県または道州に移管するべきではないか。
- 国の事務権限を移管する場合、機関委任事務的なものが復活しないようにするべきではないか。

再編のあり方

- 都道府県の再編成や道州制の導入を検討する場合、全国一律の統一的な制度とするか、様々な制度が並存することを認めるか。また、そのプロセスについては、全国一斉に行うか、できるところから行うこととするか。

第4 地方税財政のあり方

地方財政の健全化

- 国・地方を通じて巨額の財政収支のギャップを抱えている中で、地方財政の健全化についてどのような目標の下にどのような道筋を描くか。
- 財政収支のギャップの解消のためには、歳出抑制、経済活性化に伴う税収増のほか、国・地方を通ずる公共サービスと国民負担のバランスの再検討が必要ではないか。
- 地方の歳出は国の予算・施策と密接な関係を有していることから、地方歳出の削減・効率化のためには、国の施策の見直しが不可欠ではないか。

地方分権時代にふさわしい税財政基盤の確立

- 国と地方の最終支出と税源配分の間には大きな乖離があるため、税源移譲等により地方税の拡充を図り、地方税中心の歳入構造の実現と地域における受益と負担の関係の明確化を図る必要があるのではないか。
- 地方税における応益性の空洞化に対応するため、法人事業税への外形標準課税の導入を図るべきではないか。
- 地方団体の歳出に対し、法令基準の設定や国庫補助負担金を通じて行われている国の関与を廃止・縮減し、地方団体の歳出面における自由度を高める必要があるのではないか。
- 税源移譲を含む国・地方間の税源配分の見直しに際しては、まず国の関与の強い特定財源である国庫補助負担金の大幅な縮減を図り、相当額の地方税への振替えを図るべきではないか。

山形県市町村合併支援プランの概要

1 目 的

山形県市町村合併支援プラン（以下「山形県支援プラン」という。）は、市町村が合併し新しいまちづくりを行うにあたっての支援本部としての支援策等を取りまとめ、市町村の自主的な合併を促進するとともに、個性豊かで活力あるまちづくりを実現することを目的とする。

2 基本的な考え方

山形県支援プランは、平成13年8月30日に策定された国の「市町村合併支援プラン」（市町村合併支援本部）を踏まえ、本県の具体的な支援策を示すもので、次のような基本的な考え方に基づき市町村への合併支援策を講じる。

- （1）魅力あるまちづくりを推進するための総合的な支援の実施
- （2）地域社会・コミュニティに配慮したまちづくりの推進
- （3）市町村への権限委譲等の推進

3 支援対象地域

- （1）県が合併重点支援地域に指定した市町村
- （2）平成17年3月までに合併した市町村

4 具体的支援策

- （1）快適な暮らしを支える社会基盤の整備
 - ①道路の整備
 - ②住環境の整備
- （2）豊かな生活環境の創造
 - ①上水道の整備
 - ②下水道等の整備
 - ③消防機能の強化
- （3）教育の充実
- （4）新世紀に適應した産業の振興
 - ①農林水産業の振興
 - ②商工業の振興
- （5）市町村合併に関する財政支援措置
 - ①ゆとり都山形未来のまちづくり交付金
 - ②市町村振興資金の活用
- （6）市町村合併に関するアドバイザー制度
 - ①広域行政推進アドバイザーの派遣
 - ②地域づくりアドバイザーの派遣
- （7）合併市への権限委譲

5 今後の取組

各部局は、今後さらなる市町村合併支援策の拡充に向けて検討を行う。

6 フォローアップ

支援本部は、山形県市町村合併支援プランのフォローアップを行う。

各部局は、市町村合併支援プランの実施状況について、支援本部に対して報告を行う。

7 市町村合併の広報・啓発

市町村合併においては、県民の理解を一層深めていくことが極めて重要である。したがって、各部局は、適宜市町村合併の広報・啓発に取り組むものとする。

8 市町村合併支援窓口

各部局が連携・協力して、支援策の相談等に対応するため、支援本部幹事課を相談窓口とする。

合併推進のための地方財政措置

H14.9

I 市町村分

1 合併前

(1) 合併準備経費に対する財政措置（措置率：1／2）

- 合併協議会への負担金、合併に向けての啓発事業等の合併準備経費について特別交付税措置

(2) 合併移行経費に対する財政措置（措置率：1／2）

- 合併関係市町村が速やかな一体性の確立を図るため、合併前に要する電算システム統一等の経費について特別交付税措置

(3) 合併推進のための建設事業に対する財政措置

- 下記について合併推進債を充当（90％）し、元利償還金の50％を普通交付税措置
 - ① 合併重点支援地域において関係市町村が連絡調整して一体的実施する公共施設の整備事業（原則として単独事業が対象だが、地域公共ネットワーク及び道路・街路については補助事業により整備するものを含む。）
 - ② 法定協議会設置市町村において合併期日までに整備を行うことが必要不可欠な公用施設

2 合併後

(1) 普通交付税額の算定の特例（合併算定替）

- 合併後10ケ年度は合併しなかった場合の普通交付税額を全額保障。さらに、その後5ケ年度は激変緩和措置

(2) 合併市町村まちづくりのための建設事業に対する財政措置

- 合併後10ケ年度は市町村建設計画に基づく特に必要な事業の経費に特例地方債（合併特例債）を充当（95％）し、元利償還金の70％を普通交付税措置

(3) 合併市町村振興のための基金造成に対する財政措置

- 旧市町村単位の地域振興・住民の一体感醸成のために行う基金造成に対し特例地方債（合併特例債）を充当（95％）し、元利償還金の70％を普通交付税措置

(4) 合併直後の臨時的経費に対する財政措置

- 普通交付税（合併補正）による包括的財政措置
 - ① 基本構想等の策定・改訂、システム統一、ネットワーク整備等行政の一体化に要する経費
 - ② 行政水準・住民負担水準の格差是正

(5) 市町村合併に対する新たな特別交付税措置（3年間で4億円＋ α （増加人口により割増））

- 平成17年3月までに市町村合併を行った団体について、合併年度またはその翌年度

から3ケ年にわたり特別交付税措置

(支援内容)

- ①合併を機に行うコミュニティ施設整備、総合交通計画の策定など新たなまちづくり、
- ②公共料金格差是正、③公債費負担格差是正（現行措置は吸収）、④土地開発公社の経営健全化等の合併後の需要を包括的に措置

(支援規模（例）)

10万人と10万人の市町村合併で12億円程度、5万人と5万人の市町村合併で9億円程度、1万人と1万人の合併で6億円程度

(6) 合併支援のための公債費負担の平準化措置

- 合併市町村における旧市町村間の公債費負担の平準化を図るために行なう地方債の繰上償還に伴う補償金の支払いに対する特別交付税措置

Ⅱ 都道府県分

1 合併前

(1) 都道府県が行う合併推進事業に対する財政措置

- 都道府県が行う合併のための調査研究・気運醸成等に対する経費を普通交付税措置

(2) 都道府県が行う合併支援事業に対する財政措置

- 下記について合併推進債を充当（90%）し、元利償還金の50%を普通交付税措置
 - ① 合併重点支援地域における市町村相互間の道路、街路、橋りょう等の交通基盤施設の整備事業
 - ② 過疎地域自立促進特別措置法等の規定に基づき都道府県が整備を行う市町村道

2 合併後

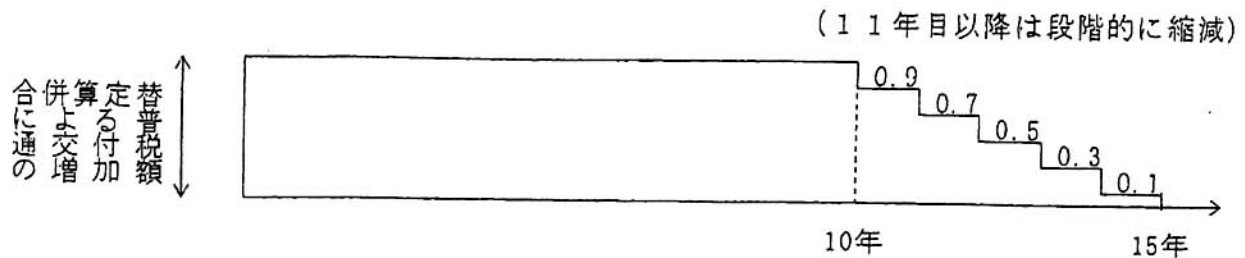
(1) 都道府県が行う合併支援経費に対する財政措置（措置率：1/2）

- 合併市町村の行う事業に対して都道府県が交付する補助金・交付金等について特別交付税措置

財政措置のイメージ

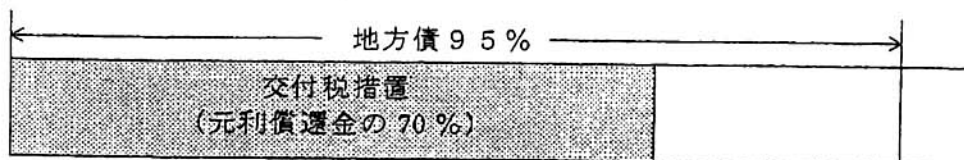
○ 合併算定替

合併年度及びこれに続く10か年度について合併しなかった場合の普通交付税を全額保障し、その後5か年度で増加額を段階的に縮減させる。



○ 市町村合併特例事業

合併後10ヵ年度は合併市町村の一体性の速やかな確立等のための公共施設の建設事業（上下水道・病院事業に係る出資及び補助を含む。）及び基金造成事業に対して所要の財政措置を講じている。

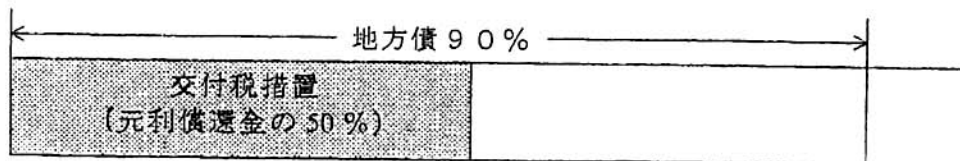


※上下水道・病院事業に係る出資及び補助は、地方債100%

○ 市町村合併推進事業

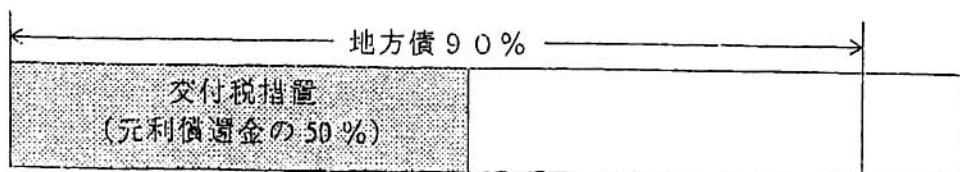
・市町村事業

合併重点支援地域において関係市町村が広域的に行う公共施設の整備事業に対して所要の財政措置を講じている。

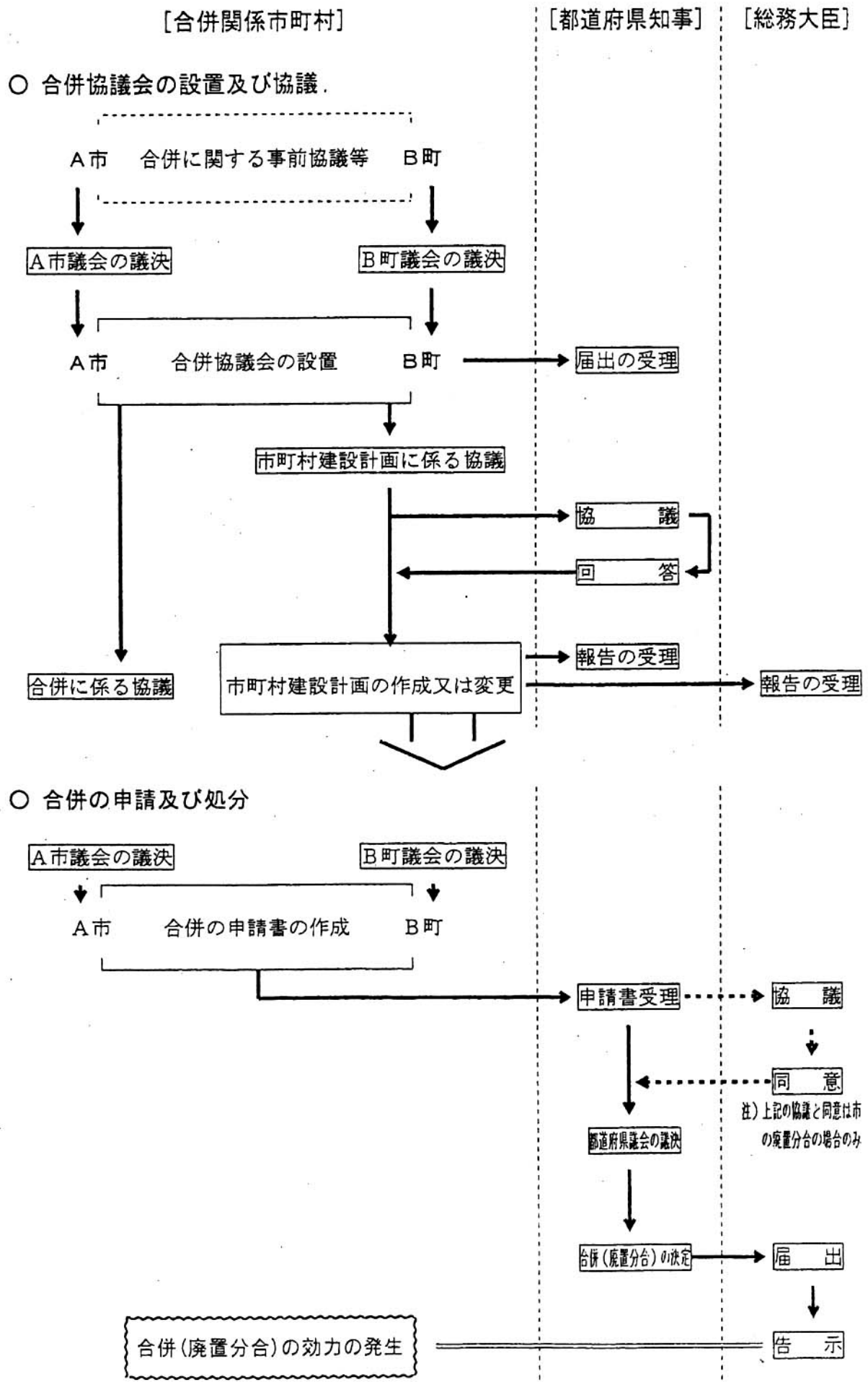


・都道府県事業

合併重点支援地域において都道府県が行う交通基盤施設の整備事業に対して所要の財政措置を講じている。



市町村合併の手続きの概要



1 趣旨

この報告書は、市町村合併特例法の期限（平成17年3月）が迫る中、全国の市町村がこの期間内で合併協議を円滑に行えるよう、先進事例等を参考に、合併協議会の設置から合併の実現までの具体的な手順を示したものである。

2 内容

第1部 政策編（市町村長・議員を対象としたもの）

- ① 市町村合併は住民のために行うものであり、あらゆる観点から避けて通れない課題であることを指摘
- ② 合併のメリット・デメリット論への対応につき、具体的な事例を挙げて説明
- ③ 合併に対する心構え、リーダーシップの取り方、合併協議が円滑に進む場合・進まない場合等を解説
- ④ まず法定協議会の設置が先決でありその中で合併の是非を議論すべきであること、それを支える組織として幹事会・専門部会・分科会・事務局を設置すること、住民を合併協議会の委員とし会議は原則公開とすべきこと、職員の士気向上が重要で合併協議に職員全員が参加すべきこと等を指摘
- ⑤ 法定協議会においては、まず将来のまちの姿が住民に明らかになるよう市町村建設計画の策定から着手し、その案ができた後に、住民に説明の上、合併協定項目の協議に入る方法が適当である旨指摘
- ⑥ 合併協議会設置から合併実現までの期間の目安を22か月（合併協議準備2か月、市町村建設計画策定6か月、合併協定項目協議8か月、合併準備作業6か月）として設定（別添参照）
- ⑦ 市町村建設計画のポイントを解説
- ⑧ 合併協定の重要項目は、「基本4項目」として合併の方式・合併の期日・新市町村の名称・新市町村の事務所の位置であること、「時間を要する項目」として市町村議会議員等の任期等の取扱い、財産の取扱いであることを指摘
- ⑨ 合併後の人事について、事例を踏まえて解説
- ⑩ 合併前の駆け込み事業の抑制及び合併後の計画的な事業実施への注意喚起
- ⑪ 住民参加の強化・事業の重点実施・支所出張所の活用等による地域対策の必要性を指摘

第2部 実務編（市町村合併担当者を対象としたもの）

- ① 合併協議会・幹事会・専門部会・分科会・事務局の組織の立上げ方法、協議会の予算の立て方、事務の流れを説明するとともに、これに必要な規約例、書類様式等を添付
- ② 事務の流れについては、巻末のスケジュール表において、誰がいつ何をやるべきなのか、一カ月単位でチェックリスト的にあげており、これにしたがって事務を進めれば迅速かつ十分な協議が行えるように工夫
- ③ 市町村建設計画及び合併協定書の策定の留意事項等を挙げるとともに、標準型を項目ごとに解説。市町村建設計画及び合併協定書の具体例を資料として添付
- ④ 合併する場合の簡便な行財政シミュレーションの方法を紹介。住民説明会、住民意向調査、広報活動等の実施方法を事例を交えて解説し、住民意向調査の例を添付。都道府県及び都道府県知事の役割の重要性を強調。コンサルタントの活用方法を説明。都道府県をまたがる合併協議会の設置について説明。行財政支援措置を紹介

- ⑤ 合併の申請・決定手続について、都道府県の境界にわたる合併も含めて解説。合併協定調印から合併実現までの事務作業につき、予算調製、事務調整、電算システム変更、人事・組織体制、住民への対応、庁舎建設・改修、移転、式典等のやり方を説明。合併時の職務の暫定執行、暫定予算・条例・組織、決算、事務引継等を解説

このほか、各研究会委員のメッセージを第1部と第2部の間に挿入

3 研究会

- ① 期間・会議回数 平成13年1月から8月にかけて5回開催

- ② メンバー

先行して合併した関係地方公共団体の方々を中心に、合併推進会議委員である小西砂千夫教授に取りまとめをお願いし、下記のメンバーで構成。(座長以外50音順)

座長 小西砂千夫	関西学院大学大学院教授
上田多紀夫	篠山市公営企業部長
逢坂 郁夫	あきる野市企画課調整係長
宮沢 浩司	西東京市企画課主幹
吉川 博美	潮来町総務部総務課係長
若林 孝	新潟市広域行政課長

合併協議会設置から合併実現までの期間の目安

区分	期間	内 容
(合併協議準備期) 【合併協議準備会】	(2か月)	協議会立上げ準備(スケジュール作成、組織立案、予算案作成、規約等議決等)
合併協議第Ⅰ期 【合併協議会事務局】	6か月 (6か月目)	市町村建設計画案(将来構想)策定 (協議の状況を合併協議会設置請求者に通知、公表)
合併協議第Ⅱ期 【合併協議会事務局】	8か月 (12か月目)	協定項目協議・市町村建設計画策定 (合併に関する具体的な判断材料を取りまとめ、公表)
合併準備期 【合併準備事務局】	6か月	合併準備作業(電算システム、人事・組織体制、条例・規則等の改正、住民相談、移転等)